



中小企業の為の経営のヒント
菅原会計通信
2023年12月号

菅原会計税理士法人・行政書士法人菅原武事務所

〒513-0809 三重県鈴鹿市西条5-40-1

TEL 059-382-5055 FAX 059-382-5009

業務時間 平日 AM 9:00～PM 5:00

適格請求書の記載要件

10月からインボイス制度が始まりましたね。皆さんから10月分の請求書、領収書をお預かりして内容を確認していますが、一部適格請求書の要件を満たしていないものがあります。今一度適格請求書の要件をご確認下さい。

インボイスに記載する6項目

請求書	
1 御中	6 登録番号:
6 株式会社	
2 ○○年○月○日	
品名	金額
3 商品A	○○○円
商品B ※	○○○円
4 合計	○○○円
税額	○○○円
5 10%対象 8%対象	○○円 ○○円
内税	○○円 ○○円
4	※軽減税率対象

① 取引先氏名・名称
② 日付
③ 品名
④ 金額(税抜)・消費税
⑤ 合計金額ごとの適用税率
⑥ 適格請求書発行事業者の氏名・名称と登録番号

小売業、飲食店業、タクシー業などは適格簡易請求書の交付が認められています。適格簡易請求書の場合、税率ごとに区分した消費税額等または適用税率の記載があれば可とされています。

消費税率や消費税額の記載が漏れている領収書が多くみられますので、飲食店などで領収書を受け取る際はご確認下さい。

また家賃等の支払をされている場合は、貸主が免税事業者、適格請求書発行事業者かによって、消費税額控除額が変わってきますのでそちらも合わせてご確認お願いします。

(三井 記)

年末年始休みのお知らせ

下記日程にて年末年始休みをいただきます。よろしくお願ひいたします。

休業日：12月29日（金）～1月4日（木）

